

第5回 長野市政務活動費検討委員会 会議録

1 日時 令和8年2月26日（木曜日） 午前10時～午後零時4分

2 場所 応接2

3 出席委員（5名）

委員長 鈴木洋一 議員

副委員長 金沢敦志 議員

議員 堀内伸悟 議員

委員 滝沢真一 議員

委員 内藤武道 議員

4 欠席委員（1名）

委員 西沢利一 議員

5 オブザーバー参加議員

山崎裕子議員

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

前回の「研究研修費」、「調査旅費」に係る見直し案に対し委員から出された意見について、引き続き検討を行った。

- ・「政務活動費から飲食への支出はすべきではないが、どこまでを飲食とするか。」との意見については、会派が開催する研究会、研修会等の会場にかかる経費においては水・茶（ペットボトル以外）の支出はできないものとした。また、議員が出席する他団体等が開催する研修参加費用等、各種大会やそれに付随する視察の参加費用においては、開催側から提供されるペットボトルの水・茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は許容することとした。
- ・「講師謝金について、社会通念の範囲内で支出すべきだが、社会通念の範囲についても、検討する必要がある。」との意見については、具体的な金額の設定が困難であることから、社会通念の範囲内で支出できることとした。
- ・「旅費等のキャンセル料について、家族に事故等があった場合は、支出してもよいが、どこまでを家族とするかを検討する必要がある。」との意見については、長野市職員の休暇制度も参考にして、「父母、祖父母、配偶者、配偶者の父母、兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹、子、子の配偶者、孫及び同居しているパートナーほか議長が認める者」とした。
- ・「視察先への手土産について政務活動費から支出すべきか、また、支出するならばいくらまでとすべきか議論する必要がある。」との意見については、今後の物価変動の可能性も考慮すると具体的な金額を設定することは困難であることから、社会通念の範囲内で支出できることとした。また、視察相手から受入費用等が求められる場合は、手土産代の支出は認めないこととした。
- ・旅費について、視察先で交通手段がなく、やむを得ない場合はレンタカーの利用を認めることとした。
- ・今回は、「資料作成費」、「広報広聴費」について検討することを確認した。

(2) その他

特になし

以上